

広島県被災建築物応急危険度判定連絡訓練に関する Q&A

(令和4年5月18日現在)

1 連絡訓練の「全体」に関することについて

Q 連絡訓練の目的は？

1-1 A 今後発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模地震発生後に、迅速に判定活動を行うための連絡体制の強化として、メールやホームページを活用して定期的を実施するものです。

Q 連絡訓練の対象者は？

1-2 A 判定士の登録の際に、メールアドレスを登録している判定士を対象として連絡訓練を実施します。

Q 連絡訓練は必ず参加しないとイケないのか？

1-3 A 連絡訓練は強制するものではありませんが、いざという時に迅速に判定体制を整え、住民の方々に安心していただくための取組ですので、できるだけ積極的な参加をお願いいたします。

Q この連絡方法はこういった時に活用するのか？

1-4 A 広島県内で大きな被害の生じる地震が発生して、迅速かつ大量の判定士が必要な場合に、この連絡方法を活用して参集要請を行います。

Q メールアドレス未登録の場合はどうなるのか？

1-5 A 「迅速かつ大量の判定士が必要」と判断した場合には、まずメールアドレス登録者に対して参加要請を行います。その後、メールアドレス未登録者には、関係団体（公益社団法人広島県建築士会、一般社団法人広島県建築士事務所協会）を通じて、参集要請を行わせていただきますが、迅速に対応を行うため、メールアドレスの登録をお願いします。なお、複数のメールアドレスの登録は可能です。登録方法は Q 5-6 をご覧ください。

Q 公務員の判定士への連絡方法は？

1-6 A 所属する各市町、県、国の応急危険度判定担当課からの連絡等により、参集要請を行うこととなります。

Q 連絡訓練の地震規模や被害棟数はどのように決めているのか？

1-7 A 広島県地震被害想定調査報告書（H25.10）を参考にしています。

Q 連絡方法はメールと広島県ホームページのみであるが、電話は活用しないのか？

1-8 A この連絡方法は「迅速かつ大量の判定士が必要」と判断した場合に活用するため、電話連絡だと時間のロスであったり、緊急時でもあることから受ける側（広島県）のマンパワーの問題で、原則はメールと広島県ホームページのみを活用して連絡することを考えております。万一、大地震時にインターネットの環境が不通となった場合は、連絡可能な方法として電話等を活用する必要があると考えております。
参集に関してどうしても確認する必要のある事項がありましたら、直接広島県へお問合せください。なお、極力は定期的に連絡訓練を実施して、疑問等をなくしていければと考えております。

2 連絡訓練の「フロー1：参加要請」に関することについて

Q メールアドレスを登録しているが、メールが届かない場合は？

2-1 A 携帯電話会社（docomo, au, softbank 等）のメールアドレスについては、迷惑メールフィルターの設定により受信いただけていない場合があると思われます。携帯側にメールマガジンが届いていない場合は、迷惑メールフィルターの設定等で、「pref.hiroshima.lg.jp」からのメールを「受信する」設定に変更等をお願いします。（恐れ入りますが、迷惑メールフィルターの設定方法については、携帯各社にご確認ください。）

Q 登録したメールアドレスがパソコンのアドレスで、メールを開かなければ気づかない場合は？

2-2 A 強制ではありませんが、携帯電話のメールアドレスについても登録していただければ、緊急時でも連絡メールを確認できるようになります。

3 連絡訓練の「フロー2：参加表明」に関することについて

Q Web 機能へのアクセス方法は？

3-1 A 「フロー1：参加要請」のメール本文に URL を添付しますので、そこからシステムにアクセスして回答してください。

Q 参加できない場合の対応は？

3-2 A 参集要請の連絡を受けても、都合等により参集していただけない場合には参加表明をいただく必要はありません。しかしながら、応急危険度判定活動は判定士のマンパワーによるところが大きいので、できるだけ積極的な協力をお願いいたします。

Q 登録証が手元になく、判定士登録番号がわからない場合は？

3-3 A 連絡訓練までに登録証を確認していただき、判定士登録番号（登録証の右上の番号）をメモ（携帯電話で写真を撮っておく）などしておくとう便利です。ただし、実際に判定活動に来ていただく際は、登録証を携帯しておかないといけませんので、すぐに登録証が見つかる場所などに保管しておいてください。なお、登録証を紛失されている場合には、再発行の手続きをお願いします。（詳しくは Q5-5 参照）

Q 判定活動期間を「1人3日間連続」としている理由は？

3-4 A 被災建築物応急危険度判定業務マニュアルにおいて、過去の実績から体力や疲労などを考慮して、「判定士は、3日間程度の判定活動に従事することを基本とする」となっているためです。

Q 緊急連絡先の番号とは？

3-5 A 被災地での判定活動や移動などの際、緊急で広島県から判定士ご本人様へ連絡を取ることがあるかもしれないため、直接判定士ご本人様に繋がる携帯電話等の番号を入力していただくようお願いしております。

4 連絡訓練の「フロー3：参集要請」に関することについて

Q 広島県ホームページのアクセス方法は？

4-1 A 「フロー1：参加要請」のメール本文にURLを添付しますので、そこから広島県ホームページにアクセスして確認してください。なお、参加表明していただいた方にはメールでも連絡します。

Q 広島県ホームページで何を確認するのか？

4-2 A 広島県ホームページで、派遣要請を行う判定士の判定活動期間・参集場所を確認していただきます。
具体的には判定士登録番号順に個々の情報を掲載しますので、そこでご自分の番号をみつけていただき、参集場所と判定活動期間を確認していただきます。
実際の災害の際には、さらに詳細な情報について、第2報などでお知らせしていきます。（個人で用意するもの、集合場所、集合時刻、駐車場の有無、宿泊施設、交通状況など）

5 上記以外に関することについて

Q 判定方法を忘れてしまった場合は？

5-1 A 現地の参集場所においても、判定活動開始前に判定方法について説明がありますが、事前に登録講習会で配布されたテキスト（被災建築物応急危険度判定マニュアル）を再読していただくことが望ましいと思われる。テキストがない場合は、広島県ホームページ（総合窓口）から応急危険度判定マニュアルの解説や判定活動の流れについての動画を視聴できるようになっていますので、参考にしてください。

Q 民間判定士等の判定活動における傷害補償制度はあるのか？

5-2 A 民間判定士等の皆様には、現地での活動につき、死亡・入院・通院時の補償制度があります。（補償内容の詳細は、保険契約等によります。）

Q 判定士が準備する判定資機材にはどういったものがあるか？

5-3 A 登録証、ヘルメット、作業着、安全靴、コンベックス、筆記用具（状況に応じて、雨具、防寒具、宿泊用具、着替え、水筒、マスク等）を準備してください。詳しくは実際の活動時にもお知らせします。

Q 判定士の派遣に年齢制限はあるのか？

A 年齢制限は特にありません。ただし、危険を伴ったり体力を消耗したりする業務であるため、ご自身の体調に不安のあるときは参加を自重してください。

なお、被災建築物応急危険度判定士登録を辞退する場合は、次のいずれかの方法で手続きをお願いします。

5-4 **方法1**：電子申請で提出する〔推奨する方法〕

方法2：「応急危険度判定士認定辞退届」を広島県に郵送にて提出する。

※詳しくは広島県ホームページ「被災建築物応急危険度判定士の更新登録申請・変更手続き等について」で確認をお願いします。

【リンク先】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/oukyu04.html#3>

Q 登録証を紛失した場合は？

A 再交付するため、次のいずれかの方法で手続きをお願いします。

方法1：電子申請で提出する〔推奨する方法〕

5-5 **方法2**：「広島県地震被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書」を広島県に郵送にて提出する。

※詳しくは広島県ホームページ「被災建築物応急危険度判定士の更新登録申請・変更手続き等について」で確認をお願いします。

【リンク先】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/oukyu04.html#3>

Q メールアドレスの登録（変更）をしたい場合は？

A メールアドレスの登録（変更）方法は、次のいずれかの方法で手続きをお願いします。

方法1：電子申請で入力する〔推奨する方法〕

5-6 **方法2**：「応急危険度判定認定申請事項変更届」を広島県に提出する

※詳しくは広島県ホームページ「被災建築物応急危険度判定士の更新登録申請・変更手続き等について」で確認をお願いします。

【リンク先】<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/oukyu-madoguchi/oukyu04.html#3>